

Ⅱ 事例紹介

1 救済申立ての事例

案件1



【申立て内容】

市内の中学校に通う生徒より、教師から同級生に嫌がらせした犯人であるかのような扱いを受け、著しく心の傷を負った。同級生への嫌がらせは事実ではないので、教師に謝罪をしてほしいと救済の申し立てを受けた。

【調査】

調査員が校長や関係する教員それぞれに対して、複数回の聞き取り調査を行った。調査により教員の対応は意図はなかったにせよ、結果的には当該生徒を犯人扱いしたととられる可能性があるものであり、またその後の対応も十分ではなかったことが判明した。

【結果】

調査員が同席の上で本人と関係教員が話し合う機会を設け、関係教員からの謝罪を受けた。これにより救済委員は、申立ての目的は達成されたと判断し調査を終了した。
(平成21年10月終了)

案件2



【申立て内容】

市内の私立高校に通学する生徒について、学校で定めた規範を守ることができないため、自宅待機を言い渡され転校を促された。当該生徒本人は今の学校への通学を希望しており、これが認められないことを不服として、当該生徒本人より救済の申立てがなされた。

【調査】

調査員が学校訪問を行い、校長、教頭から学校の認識等について説明を受けた。また、本人、保護者と教頭、担任教員が話し合う機会を設け、調査員が同席した。この場では双方の見解、考え方を整理するなかで、申立人本人が心情を打ち明ける場面も見られた。

【結果】

学校側の子どもに対する理解と配慮により、申立人の通学継続が認められ、通学を再開した。申立人の通学状況、生活状況について継続して確認し、状況の改善が認められたことから、調査を終了した。(※平成26年4月終了)

案件3



【申立て内容】

市立中学校の卒業式の唱歌について、学校に対し要望を行おうと校内で署名活動を行った生徒たちに対し、教員が威圧的な態度で署名活動を抑止したことから、子どもの権利を侵害されたとして、複数の生徒の保護者より救済の申立てがなされた。

【調査】

調査員が学校訪問を行い、校長、教頭から、学校における対応について説明を受けた。

学校は、教員が関知しないところで署名活動が行われたことについて、これを容認しなかった事実があること、またその際、教員の対応に不適切な部分があり、生徒たちの声を丁寧に聴く姿勢が十分でなかったことについて認めた。学校はこれを反省し、対象の学年の生徒に対して、謝罪と改めて説明を行ったとの報告があった。

【結果】

生徒に対する学校の対応について確認。最終的には学校が決めることであっても、子どもが意見を表明する権利は尊重されるべきであり、その機会は保障されるべきであること、今後とも丁寧な対応が望まれることについて教育長に要望し、申立人に状況説明のうえ調査を終了した。（※平成26年4月終了）

